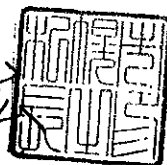


札幌市教育文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 66 号

札幌市教育文化会館条例の一部を改正する条例

札幌市教育文化会館条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

種別		使用時間	午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
大ホール	平日		67,900円	67,900円	90,600円	216,100円
	土曜日・日曜日・休日		84,400円	84,400円	113,200円	267,500円
小ホール	平日		30,900円	30,900円	41,100円	96,700円
	土曜日・日曜日・休日		37,000円	37,000円	49,500円	117,400円
リハーサル室 A			7,100円	7,100円	9,500円	22,400円
リハーサル室 B			3,200円	3,200円	4,100円	9,500円
練習室 A			2,500円	2,500円	3,500円	8,000円
練習室 B			2,500円	2,500円	3,500円	8,000円
研修室 301			7,100円	7,100円	9,500円	22,400円
研修室 302			4,800円	4,800円	6,000円	14,600円

研修室303	1,400円	1,400円	1,900円	4,500円
研修室304	1,400円	1,400円	1,900円	4,500円
研修室305	8,800円	8,800円	12,000円	28,100円
講堂	7,600円	7,600円	10,000円	23,600円
研修室401	5,900円	5,900円	7,600円	17,900円
研修室402	4,200円	4,200円	5,900円	13,600円
研修室403	6,800円	6,800円	9,400円	21,600円
ギャラリ	営利又は営業以外の目的で使用する場合	—	—	7,800円
一	営利又は営業の目的で使用する場合	美術に関する催物を行う場合	—	31,200円
		上記以外の場合	—	35,100円

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。